

令和7年度鳥取県東南アジアビューロー設置運営業務 に係る公募型プロポーザル実施要領

鳥取県（以下「発注者」という。）は、この実施要領において、鳥取県及び鳥取県内企業、団体等の東南アジア地域における販路・受注拡大、観光客誘致、情報発信等を支援するタイ王国バンコク都の現地拠点「鳥取県東南アジアビューロー」の設置運営業務を委託する法人を選定するために行う公募型プロポーザルの実施のために必要な事項を定める。

1 業務の概要

(1) 業務名

令和7年度鳥取県東南アジアビューロー設置運営業務

(2) 業務内容

本件業務に係る委託契約の相手方（以下「受注者」という。）は、タイ王国バンコク都に現地拠点「鳥取県東南アジアビューロー」を設置し、鳥取県及び鳥取県内企業、団体等の東南アジア地域における販路・受注拡大、観光客誘致、情報発信等を支援する。

なお、業務の詳細については、別添の「令和7年度鳥取県東南アジアビューロー設置運営業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 委託期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

(4) 予算額

金8,516,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 日本国内において法人格を有していること。
- (3) 本件調達の公告日から本件業務の企画提案書の提出期限までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納付すべき税金を滞納していない法人であること。
- (5) 発注者との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。
- (6) 円建てによる委託契約及び日本国内の銀行口座で本件業務に係る委託料（以下「委託料」という。）の受取を行うことができる者であること。
- (7) 本件業務に係る委託契約に係る訴えについて、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることを認める者であること。

3 応募手続き等

(1) 実施要領等の交付

この実施要領等は、令和7年1月30日（木）から同年2月27日（木）までの間、イ

インターネットの鳥取県商工労働部通商物流課の公式ウェブサイト (<https://www.pref.tottori.lg.jp/tsushou-butsumuryu/>) に掲載するため、この公募型プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）は当該ウェブサイトからダウンロードして入手するものとする。

ただし、これにより難い者に対しては、その申し出により次のとおり直接交付する。

ア 交付期間及び時間

令和7年1月30日（木）から同年2月27日（木）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県商工労働部通商物流課

電話：0857-26-7660 ファクシミリ：0857-26-8117

電子メール：tsushou-butsumuryu@pref.tottori.lg.jp

(2) 応募手続きの流れ

項目	年月日
■「参加表明書」（様式第1号）等の提出	令和7年2月7日（金）午後5時まで
□【発注者】「参加資格確認通知」の発出	令和7年2月中旬
■「質問書」（様式第2号）の送付（該当がある場合のみ）	令和7年2月19日（水）正午まで
■「企画提案書等提出書」（様式第3号）等の提出	令和7年2月27日（木）午後5時まで
■ 審査会への出席（提案内容に関するプレゼンテーション）	令和7年3月上旬 [予定]
□【発注者】「審査結果通知」の発出	令和7年3月上旬 [予定]
■ 委託契約の締結	令和7年4月1日（火）
■ 業務開始	令和7年4月1日（火）

(3) 参加表明書等の提出

参加希望者は、「参加表明書」及び「参加法人概要書」（様式第5号）（以下「参加表明書等」という。）を作成し、発注者へ提出すること。

ア 提出方法

持参又は送付により提出すること。

なお、送付による場合は、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）によること。

イ 提出先

(1) のイに同じ

ウ 提出期間及び時間

令和7年1月30日（木）から同年2月7日（金）までの間（休日等を除く。）の午前9時から午後5時までとし、送付による場合は、提出期間最終日の午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

(4) 参加資格に係る審査結果通知

発注者は、(3)により提出された参加表明書等を審査し、参加資格を満たすと認められた参加希望者(以下「提案者」という。)及び参加資格を満たさないと認められた参加希望者に対して、令和7年2月中旬に審査結果通知を発出する。

なお、参加資格を満たさないと認められた参加希望者に対しては、審査結果通知においてその理由を明示するものとする。

(5) 質問書の提出

参加希望者は、この公募型プロポーザルに関して質問がある場合、「質問書」を電子ファイルで作成の上、電子メールにより送付すること。

なお、その際、電子メールの件名は「令和7年度鳥取県東南アジアビューロー設置運営業務に関する質問」とすること。

ア 提出方法

「質問書」の電子ファイルを電子メールにより送付することとし、訪問や電話による質問は、原則として受け付けないものとする。

イ 提出先

(1)のイに同じ

ウ 提出期限

令和7年2月19日(水)正午まで(必着)

エ 疑義に対する回答

発注者は、参加希望者が提出した質問については、令和7年2月21日(金)までにインターネットの鳥取県商工労働部通商物流課の公式ウェブサイト(<https://www.pref.tottori.lg.jp/tsushou-butsumuryu/>)によりまとめて閲覧に供する。

(6) 企画提案書等提出書等の提出

提案者は、発注者に対して「企画提案書等提出書」等を提出することにより企画提案をすることができる。企画提案数は、一提案者につき一つとする。

ア 提出書類

提出書類 ^{※1}	部数
■企画提案書等提出書(様式第3号)	1部
■企画提案書 ^{※2} (任意様式)	紙10部及びCD-R等の電子媒体に保存したもの1部
■費用内訳書(様式第4号)	1部

※1:発注者が提出書類を受理後、書類の差替え、追加又は削除は原則として認めない。

※2:A4サイズの任意様式で30ページ以内とする。文字サイズは11ポイント以上とする。記載内容は、評価項目の順に見出しを付し、評価ポイント欄及び仕様書を踏まえたものとする。その際、目標を設定し、目標実現に向けた具体的な取組内容を明記すること。

イ 提出方法

(3)のアに同じ

ウ 提出先

(1)のイに同じ

エ 提出期間及び時間

令和7年1月30日(木)から同年2月27日(木)までの間(休日等を除く。)の午前9時から午後5時までとし、送付による場合は、提出期間最終日の午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

(7) 審査会への出席

発注者は、提案者の企画提案内容について審査し、順位付けを行うため、「令和6年度鳥取県海外展開支援業務等審査会」（以下「審査会」という。）を設置し、開催する。

提案者は、審査会に出席し、審査委員に対する企画提案内容についてのプレゼンテーション及び審査委員との質疑応答を行うものとする。

ア 審査会の概要

(ア) 開催時期

令和7年3月上旬（予定）

（※発注者は、開催日程が決まり次第、提案者に対して別途通知する。）

(イ) 所要時間

一提案者当たり60分程度（質疑応答の時間を含む）

(ウ) 開催方法

ウェブ会議システムによるオンライン開催

(エ) その他

ウェブ会議システムへのアクセスに係る通信料等は、提案者の負担とする。

審査会は、非公開により開催し、審査委員の所属及び氏名は公開しない。

イ 評価項目等

別添の「令和7年度鳥取県東南アジアビューロー設置運営業務に係る公募型プロポーザル評価要領」（以下「評価要領」という。）の2に記載のとおり

ウ 審査方法

審査会において、審査委員が評価要領に基づき採点し、その合計点数により順位付けを行う。

その結果、審査委員の評価点の合計点が最も高かった提案者を最優秀提案者として選定する。

(8) 審査結果通知

発注者は、全ての提案者に対して審査会の結果を通知するものとする。

審査の結果、最優秀提案者とならなかった者は、発注者に対して当該審査結果通知の施行日の翌日から起算して7日（休日等を除く。）以内に書面（自由様式）により、その理由について説明を求められることができる。

発注者は、当該理由の説明を求められることができる期日の最終日の翌日から起算して7日（休日等を除く。）以内に書面により回答するものとする。

(9) その他

提案者の提案内容が次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

ア 虚偽の内容に基づいて提案が行われた場合

イ 1の(3)に示す委託期間を超過する期間について提案が行われた場合

ウ 費用内訳書の合計額が1の(4)に示す予算額を超える提案が行われた場合

4 委託契約の締結に関する協議

発注者は、審査会において最優秀提案者として選定された者と本件業務に係る委託契約の締結に関する協議を行い、見積書を徴して委託契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内で内容の変更に関する協議を含むものとする。

なお、当該協議が不調であったときは、審査会において順位付けられた上位の提案者か

ら順に本件業務に係る委託契約の締結に関する協議を行うものとする。

5 契約保証金

受注者は、発注者に対して契約保証金として本件業務に係る委託料の上限額（以下「委託料上限額」という。）の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

6 その他

(1) 企画提案書の無効

2の参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた企画提案書は、無効とする。

(2) 企画提案書の言語等

この公募型プロポーザルに係る書類の作成に用いる言語は「日本語」、通貨は「日本通貨」、時刻は「日本標準時」、計量単位は「計量法（平成4年法律第51号）による単位」とする。

(3) 参加費用

この公募型プロポーザルに係る書類の作成及び審査会への出席等、参加のために必要となる費用は、すべて参加希望者又は提案者の負担とする。

(4) 発注者へ提出された書類の取扱い

発注者は、この公募型プロポーザルにおいて提出された書類を返却しないものとする。

(5) 著作権の取扱い

ア 選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあっては提案者に帰属するものとする。

イ 選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 発注者は提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(6) 情報公開の取扱い

提案者は、企画提案書が鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になることをあらかじめ承知の上、必要な書類を提出するものとする。

(7) 提案者の失格

審査会の審査委員に対し、事前に働きかけ等を行った提案者については失格とする。

(8) 委託料の支払は、原則「精算払」とするが、発注者が必要と認める場合には「概算払」によるものとする。

(9) 暴力団の排除

受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、本件業務に係る委託契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が本件業務

に係る委託契約を解除するときは、受注者は違約金として委託料上限額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他の業務の下請等をさせること。

（10）予算の議決に関する取扱い

鳥取県議会令和7年2月定例会において本件業務に係る予算（以下「予算」という。）が成立しなかったときは、受注者の決定は行わないものとする。ただし、予算の議決が審査会の開催日以降となる場合は、予算が成立した後に受注者の決定を行うこととする。

7 この公募型プロポーザルに関する問合せ先

3の（1）のイに同じ

(様式第1号)

令和7年度鳥取県東南アジアビューロー設置運營業務
に係る公募型プロポーザル参加表明書

令和 年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

提出者

住 所

氏 名

印

(法人名及び代表者の職・氏名)

令和7年1月30日付け調達公告における令和7年度鳥取県東南アジアビューロー設置運營業務に係る公募型プロポーザルに参加したいので、参加表明書及び参加法人概要書(様式第5号)を提出します。

なお、調達公告に規定された参加資格要件はすべて満たしていることを誓約します。

1 窓口となる担当部署の名称及び所在地

2 窓口となる担当者

職・氏名

電 話 :

ファクシミリ :

電子メール :

(様式第2号)

令和7年度鳥取県東南アジアビューロー設置運営業務
に係る公募型プロポーザルに関する質問書

令和 年 月 日

鳥取県商工労働部通商物流課 御中

提出者

住 所

氏 名

印

(法人名及び代表者の職・氏名)

(担当者)

担当部署

担当者名

電 話

令和7年度鳥取県東南アジアビューロー設置運営業務に係る公募型プロポーザルに関して、
次のとおり質問します。

【質問事項】

(様式第3号)

令和7年度鳥取県東南アジアビューロー設置運営業務
に係る公募型プロポーザル企画提案書等提出書

令和 年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

提出者

住 所

氏 名

印

(法人名及び代表者の職・氏名)

令和7年1月30日付け調達公告における令和7年度鳥取県東南アジアビューロー設置運営業務に係る企画提案書及び費用内訳書(様式第4号)を別添のとおり提出します。

1 提出書類

- (1) 企画提案書
- (2) 費用内訳書

2 担当部署等

- (1) 担当部署名
- (2) 担当部署所在地
- (3) 担当者

職・氏名

電 話 :

ファクシミリ :

電子メール :

(様式第4号)

令和7年度鳥取県東南アジアビューロー設置運営業務
に係る公募型プロポーザル費用内訳書

令和 年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

提出者

住 所

氏 名

印

(法人名及び代表者の職・氏名)

令和7年度鳥取県東南アジアビューロー設置運営業務に係る経費は次のとおりです。

(単位：円)

項目	数量	単価	金額	備考
【国内】				
計 (A)				
【海外】				
計 (B)				
計 (A+B)				
Aに係る消費税及び地方消費税				
合 計				

注1：国内に係る経費については、消費税及び地方消費税の額を見込むこと。

注2：人件費、旅費、需用費、役務費、使用料等の経費区分等の内訳を記載すること。

注3：記載欄を適宜追加して記載すること。

(様式第5号)

令和7年度鳥取県東南アジアビューロー設置運営業務
に係る公募型プロポーザル参加法人概要書

令和 年 月 日

法人名		代表者職氏名		
本社所在地	〒 電話： ファクシミリ：			
連絡担当者	(所属) (氏名) 電話： ファクシミリ：			
資本金	(万円)	設立年月日		
従業員	(全社) ※東南アジアのグループ会社含む (鳥取県内) 人 人			
事業内容	主な業務内容			
	※事業規模が大きい分野から順番に記載すること。			
	※組合等については種類を記載すること。			
	主な株主と比率 (%)			
	主な取引先			
	過去2年間の業績	売上高 (千円)	営業利益 (千円)	主要業務
	令和 年 月期			
	令和 年 月期			
組織				
主な業務実績		備考欄		

※本書に次の資料を添付すること。

- 1 法人の定款及び登記事項証明書 (提出日前3か月以内に発行のもの。写し可。)
- 2 法人の決算関係書類 (事業報告、財産目録、貸借対照表、資金収支報告書。写し可。)
- 3 役員名簿 (直近のもの。写し可。)
- 4 国、本社所在都道府県及び本社所在市区町村の納税証明書 (滞納処分がないことを証明する書類)